

岐阜県公報

第二千九百三十四号
平成三十年三月三十日

(金曜日)

目次

規則

農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則

(農業経営課) 一八六^ペ

岐阜県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

(同) 一八七

岐阜県主要農作物種子審査規則を廃止する規則

(農産園芸課) 一八八

公安委員会規則

銃砲刀剣類所持取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規程に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

(生活安全総務課) 一八八

告示

岐阜県保健医療計画(第七期)の策定

(医療整備課) 一八八

農業災害補償法の一部を改正する法律による業務の規模基準の指定

(農業経営課) 一八九

主要農作物種子法に基づく審査の基準及び方法に関する告示の廃止

(農産園芸課) 一八九

保安林の解除をしようとする旨の通知
保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 一八九

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表
政治団体の異動事項等の公表
解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 一九一
(同) 一九一
(同) 一九三

資金管理団体の名称等の公表

(同) 一九三

訓令

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

(管財課) 一九四

公示

平成三十年度調理師試験の実施
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(生活衛生課) 一九四
(商業・金融課) 一九五
(都市政策課) 一九七

規 則

農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十八号

農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則

農業災害補償法施行細則（昭和四十三年岐阜県規則第一百十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業保険法施行細則

第一条中「農業災害補償法（）」を「農業保険法（）」に、「農業災害補償法施行令（昭和二十二年政令第二百九十九号）」を「及び農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）」に改め、「及び農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号。以下「規則」といふ。）」を削る。

第二条中「行なう」を「行う」に、「法、政令及び規則」を「次の各号に掲げる法又は政令」に、「基づき」を「よる」に、「次の」を「当該」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 法第三十条第一項の認可 農業共済組合設立認可申請書（別記第一号様式）
- 二 法第五十八条第二項の認可 農業共済組合定款等変更認可申請書（別記第二号様式）
- 三 法第六十五条第二項の認可 農業共済組合解散議決認可申請書（別記第三号様式）
- 四 法第六十七条第二項の認可 農業共済組合合併認可申請書（別記第四号様式）
- 五 法第二百二条第一項の認可 農業共済事業実施認可申請書（別記第五号様式）
- 六 法第二百七条第一項の認可 農業共済事業実施区域拡張認可申請書（別記第六号様式）
- 七 法第一百一十一条第一項の認可 農業共済事業廃止認可申請書（別記第七号様式）
- 八 法第一百十二条第一項の認可 農業共済事業実施条例改正認可申請書（別記第八号様式）

九 政令第十五条の協議のあつせん 農業共済事業実施に関する協議のあつせん申請書（別記第九号様式）

十 政令第十八条第一項の前の承認 事務費賦課承認申請書（別記第十号様式）

十一 政令第十八条第一項後段の承認 事務費賦課変更承認申請書（別記第十一号様式）

第三条中「法、政令及び規則」を「次の各号に掲げる法又は政令」に、「基づき報告、届出又は請求」を「よる請求、届出又は報告」に、「次の」を「当該」に、「報告書、届出書又は請求書」を「請求書、届出書又は報告書」に改め、同条各号を次のように改める。

一 法第三十二条第二項（法第五十八条第三項、第六十五条第三項、第六十七条第三項、第一百二条第四項（法第七十条第四項において準用する場合を含む。）、第一百十一条第三項及び第一百十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求 農業共済に関する認可証明請求書（別記第十二号様式）

二 法第四十五条の規定による請求 農業共済組合仮理事選任請求書（別記第十三号様式）

三 法第五十八条第四項の規定による届出 農業共済組合定款等変更届出書（別記第十四号様式）

四 法第八十六条の規定による届出 農業共済組合清算結了届出書（別記第十五号様式）

五 法第一百一十一条第二項の規定による届出 農業共済事業実施の申出に関する届出書（別記第十六号様式）

六 法第二百九条第三項の規定による請求 農業共済組合業務・会計検査請求書（別記第十七号様式）

七 法第二百十三条の規定による請求 農業共済組合総会・総代会決議等取消請求書（別記第十八号様式）

八 政令第十八条第二項の規定による報告 事務費賦課報告書（別記第十九号様式）

九 政令第十八条第三項の規定による報告 農業共済組合連合会支払分賦課金賦課報告書（別記第二十号様式）

別記第一号様式中「~~農業共済法第24条第1項~~」を「~~農業共済法第30条第1項~~」に、「~~同法~~」を「~~同法~~」に改める。
別記第二号様式中「~~農業共済法第24条第1項~~」を「~~農業共済法第30条第1項~~」に改める。

岐阜県農業共済組合等検査規則（平成十二年岐阜県規則第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第四百二十二条の二から第四百四十二条の四まで」を「第二百九条」に、「五」を「基」に改める。

第一条の二中「農業災害補償制度」を「農業保険制度」に改める。

第十五条第三項中「農業災害補償法第四百二十二条の五」を「農業保険法第二百十條」に、「第四百二十二条の五の二」を「第二百十一條」に改め、同条第五項中「農業災害補償法第四百二十二条の四」を「農業保険法第二百九条第三項」に改める。

別記第一号様式中「農業災害補償法第142条の2（第142条の3、第142条の4）」を「農業保険法第209条」に、「基」を「よ」に改める。

別記第二号様式中「農業災害補償法第142条の2から第142条の4まで」を「農業保険法第209条」に改める。

附 則
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県主要農作物種子審査規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十号

岐阜県主要農作物種子審査規則を廃止する規則

岐阜県主要農作物種子審査規則（昭和二十八年岐阜県規則第二十八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

岐阜県公安委員会
委員長 古 田 善 伯

岐阜県公安委員会規則第四号

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則（平成二十一年岐阜県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第七十号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の規定により岐阜県保健医療計画（第七期）を定めたので、同条第十六項の規定により、その内容を次のとおり公示する。

なお、「次のとおり」は、省略し、岐阜県健康福祉部医療整備課及び各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。）に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第七十一号

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の農業災害補償法第十六条第一項ただし書の規定により、業務の規模の基準を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

なお、農業災害補償法による業務の規模基準の指定に関する告示（平成十二年岐阜県告示第五百八十一号）は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

共済目的の種類	耕作の面積	適 用 地 域
水稲	二十アール以上 二十五アール以上	県内一円（耕作の面積が二十五アール以上の適用地域を除く。） 岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町及び北方町の区域
麦	十アール以上	県内一円

岐阜県告示第七十二号

主要農作物種子法に基づく審査の基準及び方法（昭和六十二年岐阜県告示第二百八十五号）は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣が

ら保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

恵那市大井町字観音寺二六九五の三六九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市国府町宮地字日影平一〇、一一一、字日影五六一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市武並町藤字神田一三〇八の一三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町上呂字門洞二八六九、二八七二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町小那比字上谷口五五五一、五五五四の一、五五五九の一、五五五九の二、五五六一の一、五五六一の二、五五六二、五五六五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	出身年月日
関谷守彦後援会	吉村武夫	水野清身	瑞穂市本田506	平成30年2月20日
日本第一党岐阜県本部	臼井崇	臼井崇	岐阜市江添399	平成30年2月14日

異動事項等を次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		新	旧	異年月日
		会計責任者	代表者			
公明党岐阜第一総支部	山口力也	江崎洋子	若井千尋	若井千尋	小堀将大	平成30年2月22日
公明党岐阜第二総支部	若井千尋	主たる事務所の所在地	瑞穂市重里1905	瑞穂市重里1905	本巣市軽海12757	平成30年2月22日

公明党岐阜第四総支部	金井文敏	会計責任者	山田喜弘	野呂和久	平成30年 2月22日
自由民主党海西支部	飯田洋	代表者	飯田洋	西脇幸雄	平成30年 1月1日
		主たる事務所の所在地	海津市平田町野寺1268	海津市平田町野寺268	
自由民主党岐阜県関市第二支部	尾藤義昭	会計責任者	森静子	寺町義昭	平成29年 11月10日
		代表者	洞口博	日置敏明	
自由民主党岐阜県林村業支部	洞口博	会計責任者	正村洋一郎	瀬上繁隆	平成30年 1月26日
		代表者	菱田章	伊藤太	
自由民主党南濃中部支部	川瀬厚美	会計責任者	菱田章	伊藤太	平成30年 1月1日
自由民主党飛騨市支部	布俣正也	会計責任者	森下英樹	永山清雄	平成29年 5月10日
		代表者	森要	永井清雄	
自由民主党古川町支部	森要	代表者	森要	永井清雄	平成29年 4月30日
民進党岐阜県第1行政区支部	林幸広	会計責任者	飛騨市古川町増島町13 14	飛騨市古川町上野266	平成30年 2月1日
		主たる事務所の所在地	興田真也	野口三郎	
今井政良後援会	井戸秀雄	会計責任者	下呂市乗政3520	下呂市宮地2807 1	平成30年 2月21日
		代表者	森静子	寺町義昭	
いもに会	尾藤義昭	会計責任者	森静子	寺町義昭	平成29年 11月10日
		代表者	星屋尚宏	河合庵	
岩田のりまさを育てる会	岩田紀正	会計責任者	星屋尚宏	河合庵	平成30年 2月13日
		代表者	石田正秋	五十川龍男	
岩谷真海後援会	石田正秋	代表者	石田正秋	五十川龍男	平成30年 2月1日
		代表者	瀬川利生	岡部秀夫	
各務原市鷺沼地区会	中島泰司	会計責任者	瀬川利生	岡部秀夫	平成30年 1月30日
		代表者	古田澄信	鳥内浩	
各務原市那加地区会	古田澄信	代表者	古田澄信	鳥内浩	平成29年 4月8日
		主たる事務所の所在地	各務原市尾崎南町1 131	各務原市那加桐野町7 25	
加茂歯科医師連盟	河村二郎	代表者	河村二郎	山田幸治	平成29年 5月11日
		会計責任者	酒向秀明	山本秀司	
加茂歯科医師連盟	河村二郎	主たる事務所の所在地	美濃加茂市太田町3255 1	加茂郡富加町羽生1494 4	

岐阜県木材産業政治連盟	丸山輝城	代表者	丸山輝城	後藤直剛	平成29年 5月30日			
岐阜新魅力の会	帝井少輔	名称	岐阜新魅力の会	GIFU WORLDの会	平成30年 2月26日			
黒田やすひろ後援会	森美夫	会計責任者	黒田富貴子	堀康一郎	平成30年 2月26日			
清水政則後援会	高橋卓	会計責任者	豊田 隼	松尾 隼	平成29年 6月19日			
新日本政経研究会	土居志津	会計責任者	古賀健児	押切弘和	平成29年 3月24日			
成瀬のりお後援会	伊藤正隆	会計責任者	矢津田 勇	金森正之	平成30年 1月18日			
古川町金子後援会	森 要	代表者	森 要	永井清雄	平成29年 4月30日			
		主たる事務所の所在地	飛騨市古川町増島町13 14	飛騨市古川町上野266				
水野賢一後援会	林良夫	代表者	林良夫	市岡芳朗	平成30年 2月10日			

岐阜県選挙管理委員会告示第百二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体離散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり並

りた。No.
平成三十三年三月三十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
江崎達己後援会	江崎 攻	加藤 一彦	本巣市軽海643	平成29年 10月7日			
坪井重憲を育てる会	高橋 典男	坪井 治人	揖斐郡揖斐川町廻永7715	平成29年 5月30日			
森川しよじを育てる会	森川 祥史	青木 繁	不破郡垂井町平尾252 1	平成29年 12月31日			

岐阜県選挙管理委員会告示第百二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定により、

岐阜県選挙管理委員会が提出されたので、同条第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり並りた。No.
平成三十三年三月三十日

平成三十年三月三十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

資金管理団体の 届出をした者 (代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の 称	主たる事務所の 所在地	年月日
田 紀 正 小 川 祐 輝	各務原市議会 議員 瑞浪市議会議 員	田のりまさを育 てる会 小川ゆうき同同志会	各務原市大野町 1-120 瑞浪市釜戸町29 43	平成30年 2月13日 平成30年 2月1日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三号

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程(昭和三十六年岐阜県訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。

別表産業技術センターの項中「所長」を「部長」に改め、同表中山間農業研究所中津川支所の項中「中津川市千旦林」を「中津川市福岡」に改め、同表博物館の項中「総務課長」を「総務部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

公 示

平成三十年度調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第四百七号)第三条の二第一項に規定する調理師試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、調理師法第三条の二第二項の規定により、指定試験機関である公益社団法人調理技術技能センターが行います。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日

平成三十年十月十三日(土)

二 試験場所

次の会場のうち公益社団法人調理技術技能センターが指定する場所

第一会場 岐阜市金町五丁目七番地二 岐阜市文化センター

第二会場 土岐市土岐津町高山四番地 土岐市産業文化振興センター・セラトピア
土岐

第三会場 高山市上岡本町七丁目四六八番地 飛驒総合庁舎

第四会場 岐阜市則松一丁目三四番地一 岐阜刑務所

三 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

四 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者又は調理師法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされた者(以下「学校教育法第五十七条に規定する者等」という。)で多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第

四条各号に掲げるものにおいて二年以上調理の業務に従事したもの
 五 受験手続

試験を受けようとする者は、受験申請書に次の書類を添えて、公益社団法人調理技術センター調理師試験担当（〒103-0011 東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号JACCビル五階）に提出してください。

なお、平成二十五年以降以降の岐阜県の調理師試験を受験したことがある者については、受験票の添付により1及び2の書類の提出を省略できます。

郵送により提出する場合は、申請用封筒に申請書類一式を封入のうえ、公益社団法人調理技術センター調理師試験担当まで簡易書留で郵送してください。

1 調理業務従事証明書

なお、証明者が個人の場合は、印鑑登録証明書（発行後六月以内の原本）を添付してください。

2 学校教育法第五十七条に規定する者等であることを証する書類（氏名に変更があった者は、氏名の変遷が分かる出願前六月以内に作成した本人の戸籍抄本（必要がある場合は除籍抄本等）原本を添付してください。）

3 受験票・写真台帳

写真は、出願前六月以内に正面から撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、無帽、上半身のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載してから貼付してください。

4 受験票送付用封筒

六 受験申請書の受付期間

平成三十年五月十四日（月）から同年六月二十五日（月）まで。なお、郵送による場合は、同年五月十四日（月）から同年六月二十五日（月）までの消印のあるもの限り受け付けます。

七 受験申請書の配布期間及び配布場所等

1 配布期間

平成三十年五月十四日（月）から同年六月二十五日（月）まで

2 配布場所等

県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ）、岐阜市保健所、岐阜健康福祉部生活衛生課及び公益社団法人調理技術センターにおいて配布します。

郵送により受験申請書を請求する場合は、宛先を明記して百四十円分の切手を貼った返信用封筒（角型二号）を同封のうえ、封筒の表に「岐阜県調理師試験受験申請書希望」と明記し、公益社団法人調理技術センターに請求してください。郵送による請求は、平成三十年五月十四日（月）から同年六月十五日（金）までの期間に到着したものに限り受け付けます。

八 受験手数料

六千円（払込取扱票にて受験手数料を納入後、金融機関の領収印が押された領収証書を「53受験票・写真台帳」の裏面に貼付してください。）

九 合否判定

原則として全科目の合計得点が満点の六割以上であるものを合格とします。ただし、一科目でも得点が該当科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とします。

十 合格発表の日時等

平成三十年十一月二十日（金）午前十時に公益社団法人調理技術センターのホームページに掲載するほか、岐阜県庁、県の各保健所、岐阜市保健所及び公益社団法人調理技術センターに掲示して発表を行うとともに、合格者に合格通知書を交付します。

十一 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 試験について不明な点は、公益社団法人調理技術センター調理師試験担当（電話〇三 三六六七 一八一五）に問い合わせてください。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年三月三十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年三月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社伊藤商会

三 建物の名称及び所在地

ユニクロ多治見店・TSUTAYA多治見インター店・ドコモショップ多治見店・
a uショップ多治見インター店

多治見市光ヶ丘五丁目三三 四 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ユニクロ多治見店・TSUTAYA多治見インター店

(変更後) ユニクロ多治見店・TSUTAYA多治見インター店・ドコモショップ
多治見店・a uショップ多治見インター店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 外一者

(変更後) 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 外三者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年三月三十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年三月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社伊藤商会

三 建物の名称及び所在地

ユニクロ多治見店・TSUTAYA多治見インター店・ドコモショップ多治見店・
a uショップ多治見インター店

多治見市光ヶ丘五丁目三三 四 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社ユニクロ 午前九時〜午後十時

サンタモニカ石油株式会社 午前九時〜午前〇時

(変更後) 株式会社ユニクロ 午前九時〜午後十時

株式会社伊藤商会 午前九時〜午前〇時

株式会社セイノ一商事外一者 午前十時〜午後九時

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年三月三十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年三月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社伊藤商会

三 建物の名称及び所在地

ユニクロ多治見店・TSUTAYA多治見インター店・ドコモショップ多治見店・

auショップ多治見インター店

多治見市光ヶ丘五丁目三三 四外

四 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び台数

(変更前) 六七台 (十台、三三台、十台、一五台)

(変更後) 六七台 (十台、三七台、二十台)

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市駄知町の一部(駄知第七)

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十六年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市(駄知町の一部)の地籍図

岐阜県土岐市(駄知町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年三月三十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市駄知町の一部(駄知第七)

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十六年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市(駄知町の一部)の地籍図

岐阜県土岐市(駄知町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年三月三十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市馬瀬中切の一部(いわな谷)

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成二十九年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（馬瀬中切の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（馬瀬中切の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年三月三十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市馬瀬中切の一部（いなな谷）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十九年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（馬瀬中切の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（馬瀬中切の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年三月三十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市土岐町の一部（土岐東部二）

三 調査を行った期間

平成二十二年度から平成二十五年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（土岐町の一部）の地籍図

岐阜県瑞浪市（土岐町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年三月三十日

平成三十年三月三十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社